



広告の料金表示に注意！ トイレの修理で高額請求

Q 自宅のトイレが詰まってしまったので、ウェブサイトの広告に「見積もり無料、基本料金900円～、24時間対応」と記載がある事業者に修理を依頼しました。作業員が到着後、作業してもらいましたが直らず、「ほかの作業が必要」と次々に提案され、仕方なく作業を続けてもらいました。その結果、詰まりは解消しましたが約35万円を請求されました。予想もしていなかった高額な請求で納得できないのですが、支払わないといけませんか。

A 請求金額に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを伝え、その場での支払いはきっぱり断りましょう。また、やむを得ず支払ってしまった後でも、広告の表示額より請求金額が著しく高額な場合や、見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフができる可能性があります。このような場合は、見積書や契約書、契約に至った経緯などを整理して、消費生活センターに相談してください。

また、水回りの不具合などが急に発生すると冷静な判断ができないことがありますので、日頃から以下の点に気を付けるようにしましょう。

- 止水栓の位置や締め方を確認しておく
- 詰まった場合に備えてラバーカップや非常用の簡易トイレを

備えておく

- 戸建住宅の場合は住宅メーカーや施工業者、賃貸住宅の場合は大家や管理会社などに緊急時の対応について相談しておく
- 住んでいる地域の工務店や管工事組合などの情報を収集しておく

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

